

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年11月7日

熊本地方法務局阿蘇大津支局 登記官 川畑文保

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
3 3 0 5－2 0 2 5－7 0 4 8	阿蘇郡小国町大字西里字松野 1 7 7 8 番